

大分市告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号に規定する特定工程及び同条第6項に規定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成24年 1月18日

大分市長 釘宮 馨

1. 中間検査を行う区域

大分市全域

2. 中間検査を行う建築物の用途、構造及び規模

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は、これらの構造を併用する建築物で一の建築物の新築に係る部分が、次に掲げるものとする。

- (1) 特殊建築物のうち法別表第一（い）欄（1）項から（4）項に掲げるもの（法第7条の3第1項第1号に掲げるものを除く）でその用途に供する部分が、3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が500㎡を超えるもの
- (2) 一戸建ての住宅（兼用住宅、併用住宅を含む）で、床面積の合計が100㎡を超えるもの

3. 指定する特定工程

次のとおりとする。尚、2以上の構造を併用した建築物にあつては、1階床面積の過半の構造のものを特定工程とする。

- (1) 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
- (2) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2階のはり及び床の配筋工事。ただし、当該配筋工事を現場で行わないものは、2階のはり及び床版の取り付け工事（階数が1の建築物においては、最上階のはり及び屋根版の配筋工事又は、はり及び屋根版の取り付け工事
- (3) 木造にあつては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法は耐力壁の工事）

#### 4. 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。

- (1) 鉄骨造にあつては、2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これらに類する工事（階数が1の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事）
- (2) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2階のはり及び床（階数が1の建築物にあつては、最上階のはり及び屋根版）のコンクリート打ち込み工事
- (3) 木造にあつては、小屋組及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法は耐力壁の工事）が隠蔽されることとなる壁の外装工事又は内装工事

#### 5. 適用の除外

法第18条及び法第85条の適用を受ける建築物、法第68条の20に規定する認証型式部材等である建築物、又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の2第1号に基づく壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準（平成13年国土交通省告示第1026号）による建築物については、この告示の規定は適用しない。

#### 附則

- (1) この告示は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この告示の規定は、施行日以後に法第6条第1項及び法第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物について適用する。
- (2) 改正前の建築基準法第7条の3第1項2号に規定する特定工程及び同条第6項に規定する特定工程後の工程（平成19年大分市告示第249号。以下「旧告示」という。）は廃止する。
- (3) この告示の施行の前に旧告示で指定した特定工程及び特定工程後の工程を含む建築物に関して法第7条の3及び第7条の4の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この告示で指定した特定工程および特定工程後の工程を含む建築物に関し法第7条の3及び第7条の4の規定によりなされたものとみなす。